

いじめ問題に関する条例等の整備について

資料

制定の経緯

いじめ防止対策推進法が平成 25 年 6 月に成立し、同年、文部科学省から「いじめの防止等のための基本的な方針」が示されました。法律の中では、いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策として、下記の各組織の設置が定められたことから、今回、設置に必要な条例、要綱を定めるものです。

① いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例

目 的 : いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、連絡協議会を設置するための条例（法律では「いじめ」に特化したものとなっているが、函南町版では、町に従来よりある「いじめ防止等生徒指導連絡協議会」で行ってきた「生徒指導」に関する機能も付加）

協議会の役割 : いじめの防止、生徒指導等に関係する機関及び団体の連携を図るために必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。

構 成 員 : 学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の推薦を受けた者、町の職員等

所 管 : 教育委員会

② いじめ問題対策専門委員会条例

目 的 : いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関を設置するための条例。

委員会の役割 : 教育委員会からの諮問に応じ、法第 24 条に規定するいじめに関する事案、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事項に関する調査等を行う。

構 成 員 : 教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者

所 管 : 教育委員会

③いじめ問題調査委員会条例

目 的： いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定に基づき、町長の附属機関を設置するための条例。

委員会の役割： 町長が、法第 30 条第 1 項の規定に基づく報告のあった重大事態に係る対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、法第 28 条第 1 項の規定による調査結果について調査するほか、当該重大事態について町長が必要と認める調査を行い、その結果を町長に報告する。

構 成 員： 教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者

所 管： 総務部総務課

※各条例の実際の運営に必要な要綱も、併せて制定します。